中間製品の取扱い（交差汚染・二次汚染の防止）

殺菌後の製品と殺菌前の半製品が混ざることの無いように注意が必要です。また、異物を除去した製品に、改めて異物が混入することの無いように注意が必要です。

a.確認のポイント

✓　火入・除菌後の製品と生揚げなど半製品で、配管・容器・輸送機器を兼用している場合、先に火入・除菌後の製品に使用します。

✓　生揚げなどの半製品への使用後に、火入・除菌前の製品、及び製品に使用する場合は、洗剤や殺菌剤を用いて、十分な洗浄をおこなった後に使用します。

✓　充填ろ過後、打栓までの工程間で異物が混入しないよう、ライン上部に覆いをする、あるいは充填工程を行う場所を区画する等、再度異物が混入することがない構造になっています。

b.対応のポイント

✓　何らかの問題があったときは、決めた方法に従い、対応します。

✓　これらを日誌に記録します。